



さいたま市介護支援専門員協会  
ロゴマーク

# STARTS NEW

Vol,53

2019年夏号

## 会長挨拶

宮本 好彦 (三恵苑在宅介護支援センター)

令和になった初年度の会長職に就きました。関係各所の方々には引き続き協会活動へのご協力とご指導を

よろしくお願い申し上げます。

本会は平成18年度以降各区の介護支援専門員におけるネットワーク及び各区活動強化を目的に、区ごとに役員を選出し組織体制を図ってまいりました。その体制になって以降、

介護支援専門員の区ごとのネットワーク強化や資質向上を目的とした活動において、一定の成果をあげることができたことをふまえ、令和元年という記念すべき年を迎えるにあたり、さいたま市全域で活動する協会として組織体制を一新し、区でのこれまでの活動は担保しつつ、市内介護支援専門員協会会員の更なるネット

トワーク強化並びに資質の向上に努めます。

さて、介護保険制度が始まって20年目となります。人に例えるなら成人にさしかかったところ。成人の一つの定義は人間性が豊かで、「責任」と「利他精神」が身につけている心身が十分に成長した立派な大人、とあります。

給付費管理や要介護認定の責任は一定に果たしていると自負しつつ、思い遣りや助け合いの精神、人の痛みが分かったり相手の心が理解できたりすることを意味する利他精神を持つことについて、利用者のみならず他職種など我々を支える方々へも当てはめ、ケアマネジャーだからこそ可能なケアマネジメントに一層精進したいと存じます。



さいたま市介護支援専門員協会

「令和元年度 通常総会」

開催日時 令和元年5月18日(土) 13時45分～14時50分  
開催場所 さいたま共済会館 601号室(第1ホール)



5月18日(土)さいたま市共済会館において「令和元年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。

現在の会員総数は、230名、今年度の通常総会は、出席者と委任状を含め136名で、会則第20条第1項の会員過半数の同意を満たしており、総会は成立した。

来賓には、清水勇人さいたま市長をはじめ、行政からも多数のご出席をいただき、関係諸団体より、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 新井優様にご出席をいただいた。

また、清水市長より、ご祝辞をいただいた。本市の人口は、平成30年9月に130万人を超え、5月1日現在、130万8696人、毎年1万人以上増加している。年代別では65歳以上の割合が最も高く、高齢化率は、22.8%。全国より5%近く低い。団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢化率23.8%、後期高齢者の割合も13.9%に達すると見込まれている。

人生100年時代と言われる現代において、さいたま市では、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築し、市民の皆様が長く暮らし続けることができるような取り組みを推進している。

また、高齢者自身が自ら健康づくり、認知症予防の取り組み、高齢者の社会参加への支援・施策にも引き続き取り組み、市民一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと暮らせることができる社会を目指していく。

清水市長は、「日頃よりさいたま市介護支援専門員協会の皆様には、介護保険事業の適正な運

営並びに高齢者福祉の推進にご協力をいただき、介護保険制度の専門家集団として研修会をはじめ自己研鑽に努められていることを大変心強く思っています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年、さいたま市においては、さらに人数の多い団塊ジュニアの世代に向けて、今後も皆様としっかりと連携をとりながら、高齢者時代に対応できる街、しくみづくりを進めていきたいと思えます」と述べられた。

議事の進行は、三恵苑在宅介護支援センター 宮本好彦氏が議長となり、以下の4議案について審議を行った。

議案第1号 平成30年度事業報告・収支決算報告

議案第2号 会則の一部変更について

議案第3号 令和元年度役員選出

議案第4号 令和元年度事業計画・収支予算

上程された4議案は、滞りなく承認可決された。会長には、宮本好彦氏が前年度に引き続き選任され、今年度は、更なるネットワーク強化並びに資質の向上に向け、組織体制を一新した。

さいたま市介護支援専門員協会「ロゴマーク」(広報誌表紙に掲載)は、さいたま市各区の十色を使用し、「人が支え合い、皆で力を合わせ色とりどりの花を咲かせよう」「ネットワークの和」の意味を込めている。思いを確かめ合い令和元年度の幕が開けた。

## 令和元年度 第1回全体研修会

### 「地域包括ケアシステムの深化とケアマネジメントの将来」

開催日時 令和元年5月18日(土) 15時00分～16時45分

開催場所 さいたま共済会館 601号室(第1ホール)

令和元年第1回目の全体研修会は、埼玉県立大学理事 田中滋氏をお招きし、「地域包括ケアシステムの深化とケアマネジメントの将来」をテーマにご講演をいただいた。

田中氏は2008年、厚生労働省老人保健健康増進等事業 地域包括ケア研究会の座長に就任され、地域包括ケアシステムの基礎的な考え方や政策の方向性について、広く社会に提案されてきた第一人者。壇上には上がらず、インカムマイクで、「今日は皆さんと同じ高さでお話します」と笑顔で話しを始められた。

日本ではケアマネジメントの中核をケアマネが担っているが、世界的にみると、看護師・保健師、行政職員、社会福祉士等が担っている国も多い。日本の場合、介護保険の給付管理はケアマネの独占業務として担っているが、ケアマネジメントはケアマネジャーの独占業務ではない。日本ケアマネジメント学会は、ケアマネ以外のケアマネジメントを専門とする社会学者や医師、経済学者なども含めて研究し実践している。その中でケアマネジャーも他の専門職と前向き、競争し、深化できると思う。ケアマネジメントは介護保険業務だけではないと考えると、他の専門職と良い意味での競い合いが必要になってくる。

65歳以上女性の死亡率は、50年間で5分の

1、75歳以上で3分の1、90歳以上で半分になり、高齢者が長生きする時代になっている。日本に介護という言葉が入ってきたのは1985年以降、その後、要介護者が存在し始めた。第二次世界大戦後、東京オリンピック時の高齢者人口は600万人(現在は3500万人)。昔は高齢者の存在が珍しく裕福な家庭の高齢者は大切にされたが、貧しい家庭はすぐ亡くなる時代。今は介護保険ができ、著しい変化を遂げている。

1995年から比べると特養の数は3倍、老健は10倍、有料老人ホーム・グループホームも増加し、居宅では、訪問介護7倍、通所30倍、短期入所800倍、地域包括支援センターも造られた。介護人材も10万人から20年間で300万人まで増加した。現在70代人口は8合目位でまだ増加する。だから今、介護と医療の切れ目のない連携のために、さいたま市の各医師会は、顔の見える関係性をつくるよう積極的に勉強会などを開催し、ケアマネ協会も熱心に勉強会を開催している。それはこれから急激に増える後期高齢者に対応していくために、困ったことだけを解決するのではなく、ケアマネジメントで医療と介護が同じ予後予測を持っていなければいけない。

85歳以上が2015年に600万人、2035年には1000万人になる。ヨーロッパの高齢

者人口全体よりも日本の85歳以上の人口の方が多。歴史的にも未曾有の急速な人口変化となる。これから死亡率が増えていく中で大切なのは、亡くなる3日前、1週間前、1ヶ月前はどのように対応するか。老衰、アルツハイマー型認知症、ガン末期等の方々には急性期医療を使わずに、在宅系サービスで尊厳ある看取りをすることが必要。

ニーズは高齢者だけではない。孤立し、虐待を受けている子供たち、ごみ集めしている人達、子供のいる貧困家庭の増加など様々な社会問題が増えている。介護問題の解決だけでは町づくりできない、社会ニーズ全体を視野にいたれ取り組みが必要になっている。高齢者のみならず、子供、障害者、家族に適切な支援があれば、地域で生きていけるシステム、それが地域包括ケアシステムである。

昨年の地域包括ケアシステムの研究会で、報告書では2040年をターゲットに検討している。2025年までの計画は、リハビリ等の機能訓練、口腔ケア、栄養等に関する報酬増など、もう実践に入っている。2040年は多元的・多様な社会になる。外国人も増える中でも尊厳を大事にしていかなければならない。

大正、昭和初期生まれの高齢者は、要介護状態の高齢者を知らない人が多い。介護予防など

の備えをしないで、自分たちの親と同じように60歳位で死ぬと思っていた。そのため、骨粗しょう症による骨折が多く、また残存している歯の本数が少ないため、嚥下能力に差が出ている。2040年は交通難民対策として全自動運転自動車、社会的孤立予防はSNS等で回避できる時代になる。ただし、全体としては進化するが、高齢者の平均像が見えにくくなる。75歳以上の高齢者人口が2500万人になり、地域ごとの生活圏など多岐にわたるため、個人差、生活文化の格差が出てくる。また、現在の8050問題、独居率が増加し今後どう支えていくか、社会保



障費増大の問題もある。

現在の日本の標準世帯は、両親子供二人という形。今後は、配偶者が亡くなったり、未婚の独居が4割を占めるといふ環境変化が予想され、地域マネジメントの視点を持つことが大切。貧しい人や裕福な人、孤独な人や仲間が多い人、病気や障害のある人、健康で長生きな人、多様で格差が大きく地域から排除されずに生きていけるようにすることを、社会的包摂、国連の用語で「ソーシャルインクルージョン」という。これからのケアマネジメントのキーワードになる。社会から排除されていく「ソーシャルエクスクルージョン」は、社会を壊してしまふ。そのため地域包括ケアシステムの上位概念として、多元的สังคมも認め社会的排除を避ける、お互いを尊重し合い、みんな違ってみんな良いという社会を作ること。本人のみならず、家族への支援も含め、地域共生社会というキーワードも入っている。

医療は地域の違い、国の違いはない。しかし慢性期医療や回復期リハ、地域リハ、ましてや介護のシステムがない国も多く、日本は世界の最先端の10か国に入る。医療と違い、介護はこれからです。地域ごとに違う仕組みが作られていく。地域包括ケアシステムは作り始めたときから分権的な仕組み。ユマニチュード等のコミュニケーション技法等は同じになっても、各々の目指す目的は、地域性で分権的になる。一つの市でも、包括ごとに新興住宅地域、農村地域等中学校区域ごとに違う。

都内のデイでの人気メニューは英会話、大阪では六甲おろしを楽しそうに歌っている。2040年までに必要なのは住民が望む姿を見出し、住

民が自ら参加して進めること。2025年までは中重度の方が地域で暮らせるようにするためのプロの連携を作ること。退院後に切れ目なく、運動と認知機能の支援をする中核的なことを構築する。地域密着型サービスができたのはそこに繋がっている。これから先は生活に目を向けていくことが大切。

政策論では、医療の場合、手術は回数ごとの報酬だが、入院などは包括的になっていく。介護も同じように包括報酬型の方向で、経営側も利用者が急に入院して減収などの不安定要素が減少する。経営が安定すれば、職員を確保しやすくなり介護の質も担保できる。地域住民が参加する制度を作り、協議体を作る。そのために、地域の参加と協働を広める学びの場、みんなで集まってグループ単位で討議できる場が必要。田中氏は、その場を進めるコーディネーターが、地域住民に教えるワークショップを大学で行い、ファシリテーション技術などを数回に分けて教えている。

現在包括報酬制は、小規模多機能、定期巡回と看護付き小規模多機能サービスがある。小規模多機能は通う、医療、ケアマネジメントがセットになっている。私達は、複合型の地域のケアマネと包括報酬制の小規模多機能とのシステムの連続性をどう工夫していくかの提案を行っている。

これからは食事・排泄も自分でできる85歳の人が増える。問題は身の回りのことはできてその手前の買い物や掃除ができない、生活ニーズ中心の軽介護度者が1000万人増える。その人たちに、ケアマネジメントや介護福祉士のケアを行えば人手は足りない。医療も血圧と

血糖値などを管理する程度の外来が増えるので、遠隔で看護師や薬剤師に指示を出す等の遠隔医療が必要になる。外出・通院・買い物などの生活ニーズを介護と別に構築しなければならぬ。地域ごとに必要な生活ニーズに対して包括報酬を出すような提案もしている。生活ニーズを介護職ではない資源で提供する方法を考えなくてはならない。自治体によっては高齢者問題の会議に地域の商店やコンビニ、スーパー、電力会社などが参加している。医大学生等を空いている公団に安く住まわせて地域の高齢者と月1回食事会をし、地域の見守りをしているところもある。

2040年には在宅と施設の区分は意味がなくなる。地域包括ケア研究会発足当初、施設と在宅の二分化をやめ、概ね在宅、時々施設、できるだけ在宅で生活できる期間を延ばすという話から始まった。そこからサービス付き高齢者住宅等の住まい系のサービスも増えた。

2040年以降、ケアマネジメントの必要性は変わらないが、ケアマネジャー以外の人も入ってくる。介護保険以外の生活ニーズの民間サービスと住民主体のサービスをどう組み合わせるか。そして地域社会づくりをするソーシャルワーク機能が必要な地域も多くなる。保険業務、要介護認定、給付業務は外注できるが、行政は地域の医師会やケアマネと協力して地域デザインをしていくことが必要。日本は人材不足といわれているが、介護人材の不足は以前より報酬加算増で改善された。今では運転手や保育等の求人数のほうが多い。これからは、「元気な高齢者がたくさん増えていくので、人材として地域デザインのマンパワーにしたら良いと思う。エ



クセルの使える高齢者、人事経験のある高齢者、経理経験のある高齢者に、名刺をあげて社会参加する場を作ったら喜ぶと思いませんか？元気な高齢者に年金をもらうならアドバンスケアプランニングを作る覚悟を持つように言っています。最期までできることを充実させ、尊厳のある看取りを地域で受ける。そんな地域システムになることを願います」と述べられた。

真の地域の活性化、システムを様々な年代や立場の人々で各々のニーズを共有、討議し、実践していく地域デザインが必要であること、そのためにケアマネも保険業務だけではなく、ソーシャルワークの専門性が求められていくことが身に沁みた研修であった。



## 令和元年度 さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

「社会的使命と自己研鑽を協会活動を通じて意識を高め合うことを目標として実施していく。」

	主な事業	内 容	実施予定	
1	通常総会	平成30年度事業報告及び収支決算 令和元年度事業計画(案)及び収支予算(案)	5月18日	
2	会議			
	執行部会	会務の執行の統括・その他の決定に関すること	随時	
	運営実務	研修・ネットワーク推進委員会 全体研修・地区活動(研修)・施設活動(研修)の統括 日程、会場、講師等の調整に関すること		5月 6月 9月 11月
		広報委員会 協会活動(研修)等を把握し、協会の普及・PR活動に関する; ホームページ管理更新・広報誌の発行(年4回予定)	発行予定月 " " "	随時 6月 9月 12月 3月
		事務局 協会会員管理・事務管理・その他に関すること		随時
		委員会	総会施行・本会の運営に関する事項について	6月 8月 10月
	在宅ケアマネ委員会	活動(研修)の企画・調整を行い区内会員への連絡に関すること 地域活動・全体研修打ち合わせ		随時
		施設ケアマネ委員会 施設活動(研修)の企画・調整を行い会員への連絡に関すること		6月 8月 1月
	その他	さいたま市「介護の日フォーラム」企画会議 さいたま市社会福祉協議会 さいたま市内研修実施機関連絡会 大宮医師会 大宮包括ケアネット会議 浦和医師会 浦和地区在宅医療・介護連携推進会議 さいたま市地域包括支援センター運営協議会 さいたま市(各区)地域包括支援センター連絡会 さいたま市(各区)地域包括支援センター地域支援会議 さいたま市社会福祉審議会 ・高齢者福祉専門分科会 ・高齢者福祉計画等検討協議会作業部会 さいたま市高齢者生活支援推進協議会		随時
	3	研修	全体研修 (順不動) 「基調講演」…演題・「地域包括ケアシステム深化と ケアマネジメントの将来」 (講師 田中 滋氏) 「介護予防ケアマネジメント」学習 いきいき長寿推進課 「事例検討会」 グループワークでケアプランの考え方 (講師 調整中) 「居宅・施設ケアマネ合同研修」 (講師 調整中) 在宅医療における口腔ケア」 (講師 調整中)	5月18日 7月 9月 11月 1月
地域活動			随時開催	随時
施設ケアマネ活動 ・研修			施設ケアマネ活動 検討中 施設ケアマネ研修 検討中 施設ケアマネ研修「講義」 (講師 峯尾 武巳氏)	7月 9月 2月
協賛研修			さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 その他団体	随時
4			その他の事業	さいたま市「介護の日フォーラム」への参加 在宅看取りを考える集いの講師派遣  各医師会等 医療機関との会議 その他、必要と判断した場合

# さいたま市介護支援専門員協会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

### (目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることに より、介護支援業務の円滑な推進に資することを 目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、 次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

## 第2章 会員

### (会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

- 2 会員は、次に掲げるものであって第2条の目的に賛同する者とする。
- (1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護

支援専門員実務研修受講試験合格者であつて、実務研修を終了している者。又は入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。

- (2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであって第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者。

### (入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

### (会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

### (退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

- 2 会員等が死亡したときは、退会したものと同みなす。
- 3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかつたとき。

### (除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。但し、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあつた場合

### (拠出品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他拠出金は返還しない。

## 第3章 組織

### (役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 事務局長 1人
  - (4) 研修・ネットワーク推進委員長 1人
  - (5) 広報委員長 1人
  - (6) 事務局次長 1人
  - (7) 研修ネットワーク推進副委員長 3人
  - (8) 広報副委員長 1人
  - (9) 研修ネットワーク推進委員 10人以上
  - ① 在宅ケアマネ研修委員 10人以上
  - ② 施設ケアマネ研修委員 2人
  - ③ ネットワーク推進委員 4人以上
  - (10) 広報委員（広報誌・議事録・ホームページ担当） 4人以上
  - (11) 事務局（会員管理、会計、総務） 各1人
- 2 本会の役員は、総会において会員（賛助会員を

含む)の中から選出された者とする。

- 3 会長は役員会にて選出され、総会で承認する。
- 4 副会長、事務局長、事務局次長、研修ネットワーク推進委員長、広報委員長、各委員会副委員長並びに委員、事務局次長及び事務局担当を会長が指名し、総会で承認する。
- 5 監事は2人とし、総会において役員以外から選出する。

#### (職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のとき、会長に事故があるとき、会長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。また、会の運営を円滑に遂行することを目的に、副会長2名は、運営・実務と事務・総務を分担化しそれを統括する。
- 3 事務局長は、本会の事務統括者である副会長と協働し会員、会計、事務・総務全般における運営業務を管理する。
- 4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(8)については、執行部を組織して、運営の中核となる。
- 5 研修ネットワーク推進委員長は、研修ネットワーク推進副委員長、研修ネットワーク推進委員とともに、研修ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整を行うほか、行政、各諸団体等の連携を図る。又、役員並びに協会会員等より研修会の希望があった場合、研修ネットワーク推進委員会にて協議の上、研修計画の調整及び把握に努めるとともに、本会の運営・実務統括者である副会長と協働し、その

運営業務を管理する。

- 6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。職務については①会議録の作成、②広報誌の発行、③ホームページ等を管理し、本会の運営・実務統括者である副会長と協働により、協会の普及・PR活動に努める。
- 7 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

#### (任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し後任役員

- の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員が、転居や退職等のやむを得ない事情により役員を辞任した場合は、前任者の残任期間に限り、欠員となった役員を前任者又は役員の推薦を経て、会長が任命できるものとする。

#### (解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

- (1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### (補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

#### (事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市西区宝来86-1敬寿園宝来ホーム内に置く。

#### (顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

- 3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

## 第4章 会議

#### (種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

#### (権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 予算及び決算に関する事項
  - (3) 会則の改正に関する事項
  - (4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項
- 2 役員会は、次の事項を協議執行する。
    - (1) 総会に付議する事項
    - (2) 総会において議決した事項の執行に関すること
    - (3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

#### (招集及び開催)

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。
- 3 通常総会は、毎年1回開催する。

- 4 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

5 役員会は、必要とき随時開催する。

**(客足数及び議決条件)**

第20条 会議は、総会においては会員、役員会において役員それぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

**第5章 会計**

**(経費)**

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

**(会計年度)**

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

**(決算)**

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

**第6章 個人情報保護に対する取扱い**

**(個人情報保護の取扱い)**

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX

番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

**第7章 会則の変更及び委任**

**(会則の変更)**

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

**(委任)**

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平成23年4月1日から適用とする。

1 この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用とする。

1 この会則は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用とする。

1 この会則は、平成30年5月19日から施行し、平成30年4月1日から適用とする。

1 この会則は、令和元年5月18日から施行し、平成31年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員  
の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

## ちょっと coffee break

### 「心も身体も栄養補給」

会員 T・A

私は大の鰻好きである。

最初の一行で興味を失った方には申し訳ない。

今回の「ちょっと Coffee break」はハズレだったと諦めて頂こう。鰻というと大好物か大の苦手かに分かれる傾向があり、まあまあという中間派はあまり聞いたことが無いように思う。万人受けを避け敢えて極端な題材に挑んだのは、日々社会人として、またケアマネジャーとして付度を必要とされる日常からちょっと break しようという意味も込めて。

前置きが長くなったが、毎年初夏になると鰻好きの仲間が集い、老舗に鰻を食べに行く。埼玉県の鰻の名所といえば、浦和・川越だろう。どちらも歴史は古く江戸時代に遡る。周りに海がないこの辺りの人々の貴重なタンパク源となったのが河川でとれる鯉、どじょう、そして鰻だった。川越は入間川や荒川。浦和は河川の他にも沼地が多く、たくさんの鰻が生息していた。その鰻を中山道を行き交う人々に出して評判になったのが「浦和のうなぎ」の始まりと言われている。

現在メンバーがさいたま市内を拠点にしている

ため、まずは身近な「浦和のうなぎ」を食べ尽くそう！とスタートしたのが3年前。年1回老舗に集う。当面の目標は浦和区が発行している冊子「浦和のうなぎ」に載っている老舗を制覇すること。現在載っている老舗は13軒。制覇するにはあと10年かかる。その間、毎年鰻を美味しく楽しく食べられるようメンバー全員が元気であることが真の目標でもある。

老舗に鰻を食べに行くだけでもちょっとした贅沢ではあるのだが、さらにこの会の贅沢な点は、「平日の昼間」に集うことだ。日頃は働いている時間帯に時を気にせず、気の置けない仲間と大好物を食べる。贅沢三昧である。

メンバー最年少の私が幹事となり、数か月前から日程調整し苦勞する点もあるが、当日「タレの味が甘い(辛い)」「焼き加減が香ばしい」等言いながら美味しそうに食べている先輩方を見ると、幸せな気持ちになる。

今年も6月に無事終了。心も身体も栄養補給し、夏本番に向けて準備完了。近年、過酷な暑さが続く「さいたまの夏」を無事に乗り越えたい。

## あとがき

令和元年度初回の広報誌は「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。また、広報誌の「ちょっと coffee break」コーナーですが、今年度も引き続き掲載していきますので、あなたの番がきたらよろしくお願いします。

厳しい暑さが続いています。くれぐれも熱中症にならないようご自愛ください。

## 事務局

〒 331-0074 埼玉県さいたま市西区宝来 86-1

敬寿園宝来ホーム

連絡先 TEL 048-620-0600 FAX 048-620-0601

## ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会

検索